

令和4年度 土岐商工会議所
事業者応援補助金交付規程

令和4年7月8日制定
土岐商工会議所

(通則)

第1条 土岐商工会議所事業者応援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）およびその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「会議所」、「補助事業者」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「会議所」とは、土岐商工会議所をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、会議所が補助金の公募を行い、会議所が別に定める審査基準に基づく審査で採択した者をいう。

(補助金交付の目的)

第3条 補助金は、法人にあっては本社、個人事業主にあっては住所をそれぞれ土岐市内に置く事業者等が、コロナ禍に加え原油価格の高騰や物価の高騰の影響を受けながらも、前向きな投資を行い、販路開拓を行う事業、また、アフターコロナを見据えた新たなビジネスやサービス・生産プロセス等の取組みに関する事業（以下「補助事業」という。）を実施する補助事業者に対して、補助事業に要する経費の一部を補助することにより、事業者等の持続的発展を図ることを目的とする。

(交付の対象および補助率)

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として会議所が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

なお、特定非営利活動法人が申請を行う場合は、次の各号のいずれも該当する場合に補助金を交付する。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に定める収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定される34事業）を行っていること。
- (2) 認定特定非営利活動法人でないこと。

2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。ただし、附則第3条に該当する補助事業者は応募した補助金の締切日に対応した「補助対象経費の遡及適用日」以降に発生した経費であり、かつ、交付決定前の実施が必要であったと確認できる経費については、補助対象とすることができる。

3 補助対象経費の補助率、補助上限額は、附則第2条の別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、会議所会頭（以下「会頭」という。）が第7条第2項の規定に基づく交付決定を行った日（前条第2項ただし書きに基づく経費を補助対象経費とする場合は、当該経費の発生日）から、補助事業者が様式第1による「事業者応援補助金交付申請書」に記載した事業完了予定日までとする。ただし、補助事業者が第14条の規定に基づき会頭から指示を受けた場合は、指示を受けた事業実施期限日まで事業実施期間とすることができる。

(交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「事業者応援補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会議所に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 会頭は、補助金の交付の決定に当たっては、決定額の上限を附則第2条の別表のとおりとする。

2 会頭は、第6条第1項の規定による事業者応援補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第2号による「事業者応援補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

3 第6条第1項の規定による補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 会頭は、第2項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

5 会頭は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 会頭は、第2項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、

補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に、様式第 3 による「事業者応援補助金交付申請取下届出書」をもって会頭に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第 9 条 第 7 条第 2 項の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第 13 条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、会頭の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による「事業者応援補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を会頭に提出して、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

(ア) 各配分額を 20 パーセント以内で流用増減する場合

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 会頭は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(契約等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、契約の相手方に対し、会頭が行う補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

(債権譲渡の禁止)

第 12 条 補助事業者は、第 7 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を会頭の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 会頭が第 17 条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて

債権の譲渡を行い、補助事業者が会頭に対し、民法（明治29年法律 第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知または承諾の依頼を行う場合には、会頭は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、または次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が会頭に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知、もしくは民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）会頭は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属および行使を害すべきことを行わないこと。

（3）会頭は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、会頭が行う弁済の効力は、会頭が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

（中止または廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5による「事業者応援補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を会頭に提出して、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による「事業者応援補助金に係る補助事業の事故報告書」を会頭に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、会頭の要求があったときは、速やかに様式第7による「事業者応援補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を会頭に提出しなければならない。

（実績報告等）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または事業実施期限日の属する月の翌月の10日のいずれか早い日までに様式第8による「事業者応援補助金に係る補助事業実績報告書」を会頭に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなけれ

ばならない。

3 会頭は、補助事業者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により期日までに提出できないと認めた場合は期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 会頭は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による「事業者応援補助金に係る補助金精算払請求書」を会頭に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに会頭に報告しなければならない。

2 会頭は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置および立入検査)

第20条 会頭は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

2 会頭は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、会頭の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し等)

第21条 会頭は、第13条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第7条第2項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程または法令もしくは本規程に基づく会頭の処分または指示に違反した場合。

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6) 補助事業者が、第29条に定める誓約事項に反していることが判明した場合。
 - (7) 補助事業者が、第5条に定める事業実施期限日までに補助事業を完了しなかった場合。
 - (8) 補助事業者が、第16条に定める期限内に、様式第8による「事業者応援補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
- 2 会頭は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 会頭は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第19条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第11-1による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第11-2による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
- 4 会頭は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を会議所に納付せざることがある。

(財産の処分の制限)

- 第23条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、会頭が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による「取得財産の処分承認申請書」を会頭に提出して、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第24条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等について、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第13による「産業財産権等取得等届出書」を会頭に提出しなければならない。

(収益納付)

第25条 会頭は、補助事業者が行う事業実施期間内に、補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を会議所に納付させることができるものとする。

(補助事業において取得した個人情報の取扱い)

第26条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。

(2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。

3 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、会頭に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、会頭の指示に従わなければならない。

5 補助事業者は、第1項に定める個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

(事業効果等状況報告)

第27条 補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間（以下、「事業効果等状況報告期間」という。）の事業効果等の状況について、事業効果等状況報告期間終了日の翌日から30日以内に、様式第14「事業者応援補助金に係る事業効果等状況報告書」により

会頭に報告しなければならない。

(成果の発表)

第28条 会頭は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させができるものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第29条 補助事業者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第30条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

第1条 この規定は、令和4年7月8日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

第2条 別表について次の様に定め、令和4年4月1日より適用する。

補助対象経費の区分	補助率	補助上限額
機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費	3分の2	100万円

第3条 計画に基づきすでに事業を実施した場合、補助金の遡及適用日（令和4年4月1日）以降の事業に限り補助事業の対象とする。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること